平成２９年（フ）第７８号
千葉県匝瑳市野手2740番地２
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９号
長野市大字金箱312番地５
債務者　大石　光
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
長野市吉田５丁目19番11号
債務者　木藤　昭彦
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2975番地１ホワイトリーフ101号
債務者　鷹野　恭一
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第６４１号
名古屋市北区杉栄町５丁目105番地
債務者　大野　恭裕
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０１号
名古屋市中川区小本１丁目４番４号
債務者　麻野健二郎
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０００号
名古屋市南区鳴浜町６丁目１番地の91
債務者　徳山　孝子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９号
三重県松阪市下村町984番地３　フォンテーヌ103号、前住所三重県松阪市久保町1779番地18　カーサ久保102号
債務者　馬出　美樹
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第６０４号
大阪府富田林市向陽台２丁目10番15号（102）
債務者　河村　弘
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０９号
堺市西区原田51番地13
債務者　脚ノ　誠敏（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１８号
堺市西区上野芝町１丁12番17号
債務者　釋野　哲也
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５１号
大阪府柏原市円明町14番１－406号　円明府営住宅
債務者　谷川　雅則
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
大阪府松原市東新町１丁目12番５号、前住所大阪府松原市東新町３丁目２番５号
債務者　橋本　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７６号
大阪府松原市天美北２丁目４番５号
債務者　親川　潤
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番７－401号
債務者　山田　敏子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９２号
堺市北区中百舌鳥町３丁358番地１　ステージ村田Ⅶ208号
債務者　中井　仁志
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
鹿児島県いちき串木野市湊町３丁目200番地ヴィラエクシード101
債務者　木山　康成
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係